

## 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

(平成15年厚生労働省告示第147号)

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。

二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあつては(3)に該当すること。

(1) 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

(2) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

(3) 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

ロ 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

## 第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

- 1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）及び証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）
    - ・ 付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）
    - ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。）
    - ・ 診療報酬規程
  - 2 証明願記3（医療診療により収入する金額に関する基準）
    - ・ 付表2（証明願記3に係る添付書類）
    - ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
    - ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し
  - 3 証明願記4（年間の給与総額に関する基準）
    - ・ 付表3（証明願記4に係る添付書類）
- ※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。
- 4 証明願記5（医療施設に関する基準）
    - ・ 該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書
- ※ 別添3「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。
- 5 証明願記6（差額ベッドの割合に関する基準）
    - ・ 付表4（証明願記6に係る添付書類）
    - ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式4）の写し

## 第2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。
- ・ 付表1、2及び4は、複数の病院、診療所及び介護老人保健施設を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・ 記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。

## 第3 注意事項

- ・ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。